

平成28年第2回西郷村議会定例会

議事日程（7号）

平成28年7月21日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 秋山和男君の議会運営委員辞任の件
追加日程第1 金田裕二君の議会運営委員辞任の件
追加日程第2 松田隆志君の議会運営委員辞任の件
追加日程第3 議会運営委員の補充について
追加日程第4 議会運営委員会委員長、副委員長の選任について
日程第 2 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
日程第 3 請願・陳情に対する委員長報告
・文教厚生常任委員会
請願第 4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願
請願第 5号 「給食費の無償化」をもとめる請願
請願第 6号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願
請願第 7号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願
請願第 8号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願
請願第 9号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書
・産業建設常任委員会
請願第10号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
追加日程第5 発議第 6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について
追加日程第6 発議第 7号 「給食費の無償化」を求める意見書の提出について
追加日程第7 発議第 8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について
追加日程第8 発議第 9号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について
追加日程第9 発議第10号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書の提出について
追加日程第10 発議第11号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について
追加日程第11 発議第12号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書の提出について
日程第 4 議員派遣の件
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第 6 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第 7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 日程第 8 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 9 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 10 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野 一君
福祉課長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、議長より申し上げます。

8番、金田裕二君、1番、松田隆志君より議会運営委員の辞任願が提出されました。議長においてこれを受理いたしました。

おはかりをいたします。

このことについて、議長において直ちに日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで辞任願の写しを配付いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（金田裕二君の議会運営委員辞任の件、松田隆志君の議会運営委員辞任の件）

○議長（白岩征治君） それでは、本件につきましては、本日の日程第1の次に追加日程第1、金田裕二君の議会運営委員辞任の件、追加日程第2、松田隆志君の議会運営委員辞任の件とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

職員に辞任の願を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、辞任願により朗読）

○議長（白岩征治君） 朗読が終わりました。

◎秋山和男君の議会運営委員辞任の件

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

議事日程第1号、秋山和男君の議会運営委員辞任の件を議題といたします。

委員が辞任しようとする場合は、西郷村委員会条例第9条第2項により、議会の許可を得なければならないことになっております。また、本件は9番、秋山和男君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、除斥の

対象となります。したがって、ここで9番、秋山和男君の退場を求めます。

(9番 秋山和男議員 退場)

○議長(白岩征治君) 過日、平成28年6月27日、9番、秋山和男君から、「一身上の都合」の理由により議会運営委員を辞任したいとして、「辞任願」が提出されました。この辞任願の写しについては、既に配付してあるとおりであります。

おはかりをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、9番、秋山和男君の議会運営委員の辞任を許可することは、可決いたしました。

9番、秋山和男君の除斥を解きます。入場を認めます。

(9番 秋山和男議員 復席)

○議長(白岩征治君) 議長より、9番、秋山和男君に申し上げます。

ただいまの表決の結果、貴君の議会運営委員を辞任することについて許可されたので、ここに報告いたします。

◎金田裕二君の議会運営委員辞任の件

○議長(白岩征治君) 次に、追加日程第1、金田裕二君の議会運営委員辞任の件を議題といたします。

委員が辞任しようとする場合は、西郷村委員会条例第9条第2項により、議会の許可を得なければならないことになっております。また、本件は8番、金田裕二君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。したがって、ここで8番、金田裕二君の退場を求めます。

(8番 金田裕二議員 退場)

○議長(白岩征治君) 本日、平成28年7月21日、8番、金田裕二君から、「一身上の都合」の理由により議会運営委員を辞任したいとして、「辞任願」が提出されました。

おはかりをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、8番、金田裕二君の議会運営委員の辞任を許可することは、可決されました。

8番、金田裕二君の除斥を解きます。入場を認めます。

(8番 金田裕二議員 復席)

○議長(白岩征治君) 議長より、8番、金田裕二君に申し上げます。

ただいまの表決の結果、貴君の議会運営委員を辞任することについて許可されたので、ここに報告いたします。

◎松田隆志君の議会運営委員辞任の件

○議長（白岩征治君） 次に、追加日程第2、松田隆志君の議会運営委員辞任の件を議題といたします。

委員が辞任しようとする場合は、西郷村委員会条例第9条第2項により、議会の許可を得なければならないことになっております。また、本件は1番、松田隆志君の一身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。したがって、ここで1番松田隆志君の退場を求めます。

（1番 松田隆志議員 退場）

○議長（白岩征治君） 本日、平成28年7月21日、1番、松田隆志君から、「一身上の都合」の理由により議会運営委員を辞任したいとして、「辞任願」が提出されました。

おはかりをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、1番、松田隆志君の議会運営委員の辞任を許可することは可決されました。

1番、松田隆志君の除斥を解きます。入場を認めます。

（1番 松田隆志議員 復席）

○議長（白岩征治君） 議長より、1番、松田隆志君に申し上げます。

ただいまの表決の結果、貴君の議会運営委員を辞任することについて許可されたので、ここに報告いたします。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、議長よりおはかりいたします。

ただいまの決定により、議会運営委員3人が欠員となりましたので、議長において直ちに日程を追加し、追加日程第2の次に、追加日程第3、議会運営委員の補充についてとし、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎議会運営委員の補充について

○議長（白岩征治君） それでは、追加日程第3、議会運営委員の補充についてを議題といたします。

各常任委員会におきましては、これより委員会を開催し、後任の委員の選出の上、議長に報告するようお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより暫時休憩いたします。

（午前10時11分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（白岩征治君） 追加議事日程表を配付しておきましたので、ご了承願います。

ただいま、各常任委員会を開催していただいた結果、議会運営委員については次のとおり報告がありました。

総務常任委員会から、11番上田秀人君、産業建設常任委員会から、4番鈴木勝久君、文教厚生常任委員会から、13番佐藤富男君であります。

おはかりをいたします。

委員会条例第4条第4項の規定により、議会運営委員につきましては以上の3人を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、後任の議会運営委員には11番上田秀人君、4番鈴木勝久君、13番佐藤富男君を選任することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） 次に、議会運営委員長、副委員長の選任を行います。

おはかりをいたします。

ここで、議会運営委員会委員長、副委員長の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎議会運営委員会委員長、副委員長の選任について

○議長（白岩征治君） それでは、追加日程第3の次に、追加日程第4、議会運営委員会委員長、副委員長の選任についてとし、直ちに議題といたします。

なお、正副委員長がともにない状態でありますので、委員会条例第6条第1項の規定により、私、議長が議会運営委員会を招集いたします。

これより、議会運営委員会を第二会議室において行いますので、委員の皆さんはご参集いただきたいと思ひます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時27分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時38分）

○議長（白岩征治君） 議事日程表を配付しておきましたので、ご了承ください。

皆様に申し上げます。

ただいま、開催されました議会運営委員会において、委員長、副委員長が決定されましたのでご報告いたします。

議会運営委員長に11番上田秀人君、副委員長に10番矢吹利夫君であります。

よって、委員会条例第5条第2項により、以上のとおり選任されました。

ここで、議長より申し上げます。

西郷村福祉に関する特別委員会に伴う金田裕二君の欠席理由について、JA関係となっておりましたが、正しくは福島県農業会議の出席のためでございましたので、議長においてここに会議録の訂正を報告いたします。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第2、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告を求めます。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長、佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） 13番、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の委員長の佐藤富男でございます。

さきの3月定例議会におきまして、本委員会が設置されましてから現在までの活動報告を述べさせていただきます。

その前に、実はこの委員長報告の問題につきまして、今議会が6月21日に本来閉会をしているはずでありましたが、6月27日までに再度延会して開催し、なおかつそれでまたまとまらずに本日7月21日に特別委員長の報告をするという、こういったこと、そのために議会延会について多くの村民や村内外からいろんな意味でのご批判またご異議、そういったものも多く承ってまいりました。そして、そういう中で今回議会運営委員会の委員3名が辞任されまして、新たな議会運営委員会が構成されるという、そのような非常に、西郷村議会においても特異な、例のない事態を生んでしまいました。そういうことで、西郷村民の皆様方、また職員の皆様方からも、この西郷村議会についての疑問、また福祉の推進に関する特別委員会に対しての、やはり大きな問題点、疑問点を持っておられるのかなと思います。

そういう意味で、やはりこれだけの延会、延会と続いた、議会としてのいわゆる説明責任は、この福祉の推進に関する特別委員会の委員長のほうから申し上げなければならないというふうに思っております。そういうことから、ひとつちょっと、この福祉推進委員会のいわゆる設置された理由からまず始め、そしてまた地方自治法何条、何条と言ってもわかりませんから、村民の皆様方にもわかりやすいようにご説明をしながら、今回の一連の議会の延会の理由について等も含めながら、説明させて、委員長報告をさせていただきたいと思っております。

そもそも、この西郷村福祉の推進に関する特別委員会は、地方自治法第109条の規定によりまして、いわゆる条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるというこの条文を使いまして、いわゆるこの福祉の推進に関する特別委員会が設置されたわけでありまして、

その特別委員会が設置されると、今までのような放射能問題の特別委員会、そしてまたいわゆる除染業務に関する特別委員会、百条委員会、そういった意味の委員会と、

今回の福祉の推進に関する特別委員会の委員会が、同じように村民の皆様から映られて、その区分けができないではないかなというふうなことがしばしば聞かれましたので、簡単に申し上げたいと思います。

いわゆる地方自治法109条では、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができると。そしてその特別委員会をつくった場合には、それでは特別委員会に議会として何を付託するんですかということになるわけです。

例えば、地方自治法第98条の、いわゆる事務調査権を特別委員会に付託をして、特別委員会をつくったときには村の事務調査、計算書、そういったものを全部検査をして、村の行政事務について問題があったかなかったかということ調べるための、地方自治法第98条による特別委員会であります。

そしてまた、百条委員会ということで、特別委員会に地方自治法第100条の権限を与えて特別委員会をつくったときには、いわゆる事務検査のプラスアルファで、関係者の承認とか、出頭を命じてそして委員会を開いて発言を求め、場合によってはいわゆる罰金または6か月以下の懲役という、いわゆるそういった法律的な刑罰も含めたことをできるというのが、百条委員会であります。

そういった委員会と、今回の西郷村福祉の推進に関する特別委員会がごちゃごちゃになっちゃって、同じような委員会だと村民の皆さんが誤解されているところが多くありました。いわゆるこの今回設置された福祉の推進に関する特別委員会は、常任委員会を設置したり、議会運営委員会を設置したりする委員会と同じ、また他の市町村においても、いわゆる予算決算委員会、議会でなくて委員会です予算を審議しよう、そして決算を審議しようというための予算決算特別委員会、そういったものと同じような類いのものであります。

そしてまた、この特別委員会についてなんですが、全国的に見ても、例えば徳島県なんかでは地方創生対策特別委員会、そしてまた次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会とか、京都府議会においても地域創生戦略に関する特別委員会、スポーツ振興特別委員会など、8つの委員会を設置しております。また、岐阜市議会におきましても、総合交通対策特別委員会、高齢・少子化社会対策特別委員会、都市活性化対策特別委員会。全国にはそのようなこと、まだまだいっぱいありますが、そういったいわゆる議会としての、議会活動の中で村民の公共の福祉に関する向上に対しての調査特別をしながら、さまざまな条例をつくったり、そしてその施策を講じていくというための委員会をございまして、百条委員会とか、98条の調査権を持っている特別委員会とは全く違うわけでありまして。

西郷村のこの福祉の推進に関する特別委員会という、その目的でございませけれども、これはさきの3月定例議会でありましたような、いわゆる西郷村の子育て支援等、高齢者の生活支援等の福祉に関する調査や研究を行って、西郷村議会の意思として、住民福祉に関するさまざまな政策の提言を考え調査しつくって、そして村長にその住民の意思としての提言をしていこうということだけでございまして、あくまでもこれは提言までの委員会であります。ですから、村政をいわゆる批判するとか、村政の事

務を監査するとか、そういったものとは全く違って、いわゆる議会としての活力のある委員会でありますので、住民の皆様にもくれぐれもご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

付け加えますが、いわゆるさきの「天才」という石原慎太郎さんの書いた本の、田中角栄さんの本が爆発的に80万部以上売れているということでもありますけれども、この田中角栄さんも国会議員になりたてのころに、いわゆるガソリン税というのを創設した、また道路整備のための目的税化をしようということでの、いわゆる道路財源確保のために新しい提案をしたと。しかしこれは、大蔵省が大反対をしたり、また民社党の大先輩の春日一幸さんという方も、そういった思いつきで目的税なんかにしちゃだめだと、こういったいわゆる新しいものに対する反発がすごく大きかった。

しかし、田中角栄さんが言われたのは、いわゆる憲法、法律上には目的税というのは全然想定していない、今まで目的税を考えない日本が15万キロの幹線を持ちながらほとんど改修されていない、世界で最も道路の悪い状況にあると、こういったことを解決するために私はこの法律をつくったんだというふうに、田中角栄さんが申されて、そしてガソリン税等をつくって、今のすばらしい日本の道路の改修整備やさまざまな高速道路、そういった新幹線も含めて、そういうことを行ってきたのであります。

しかし、春日一幸さんは当時、少なくとも一般財源を1つの法律をもって拘束していくことは的を射たことではないと、ほかの方面から増額を要求されるべきであって、予算の編成権や全般的な問題に大きな拘束で与えていくべきではないということで大反対してきた。

しかしながら、田中角栄さんはこうも言っています。官僚というものは、政治家がいくらあの道路を直せと命じても決して動くものではない。自分たちが汗を流した法案が、我々が汗を流して調査研究をして、そして考えた政策が日の目を見て、やがて法律として、また条例として動き出したときに初めて、ともに議員として汗を流した、我々議員の評価になってくるんだということを言っております。

私たちがまさに、西郷村議会は議員定数削減という身を切る改革を断行して、議員2名分の年間770万円もの財源を残しました。確保しました。しかし、一部議員の中にはこの財源を村長に丸投げして、一般財源の中で運用すべきだと、いわゆる前段の春日一幸氏のようなお考えの議員もおりましたけれども、私たちは選挙のときに子育て支援に全力で取り組みます、福祉を充実させますなどと言って、有権者の皆様方からご指示を得て議員の職に現在あるわけであります。しかしながら、私たちはその公約を本当に果たしているのでしょうか。どのような財源から公約を果たそうとしているのでしょうか。前段でも申し上げましたが、私たち議員が一般質問などでいくら子育て支援を推進してくれ、福祉生活にこんなことをしてくれと言っても、ほとんどが財源がない、検討しますで終わっているのではないのでしょうか。

議員定数削減で、少なくとも今年度は770万円の子育て支援と高齢者福祉の財源が基金として確保されました。議員になろうとしたときの、住民福祉の目的をみんなで汗を流して調査をし、考え、そして福祉推進委員会で決まった政策を議会の意思と

して村長に執行してほしいと提言することは、年間380万円もの血税をいただいている議会人として最低の住民サービスではないのでしょうか。

このようなことから、私たち福祉に関する推進委員会は、今後も住民福祉の向上のために、私たちができる限り、この活動を通して住民の声を聞き、住民が今本当に必要としているもの、子育て支援をしている方々が本当に今必要としているものを調べて、そして一般的に行政に届かない声を、私たちがそれをきちんと把握をして村長に提言申し上げる、そういったことをこの福祉推進委員会ではやっていきたいと思っておりますし、そのような活動を現在も行っていると思っております。

そのようなことで、それでは3月定例議会から現在まで我々が行ってきた委員会の活動報告について、かいつまんで報告申し上げますが、また別に基金についての運用とか使途については何も決めておりません。いわゆる現在はこの福祉推進委員会で住民のニーズ、お考えを調査研究している段階であります。

第1回につきましては、平成28年3月17日に第1回定例議会の中で正副議長、また正副委員長の決定をされました。そして、第2回の委員会が平成28年4月12日午前10時から特別委員会の委員の確認事項、そして委員会の進め方、西郷村の子育て支援及び高齢者福祉の概要説明、次回開催日の検討などを検討しました。

そして、4月27日には第1回の議長、副議長、推進委員会の委員長、副委員長の四役会議を開催し、特別委員会運営要領等の配付について、特別委員会の開催日日程についても協議をいたしました。第2回の四役会議も平成28年5月12日午前9時から開催しまして、5月24日開催、第3回特別委員会についての内容について協議をいたしました。

第3回の特別委員会を平成28年5月24日10時から行いました。このときには、鏡石町の議員であり、よしだ総合診療所在宅ケアクリニック院長の吉田孝司さんをこの特別委員会に招きまして、演題として地域包括ケアにおけるパラダイムシフト、現場から見た新時代の介護福祉政策についてのご講義を受講いたしました。そしてその後におきまして、担当所管の課長様から介護保険についての現状、そして今後の推移についてのご説明をきめ細かにお伺いをさせていただきました。

第3回の四役会議を平成28年6月8日午前11時から開催いたしまして、6月20日開催の第4回特別委員会についての協議をいたしました。

第4回の特別委員会を平成28年6月20日午後1時半から開催いたしました。そして、西郷村のふれあいの家、保健福祉センターにあります。そこに行きまして現場の採用の具合、また機器、お風呂、入浴、そういったものについての調査とか、また利用された方のご意見等もお伺いをいたしてまいりました。

そして、平成28年7月19日、昨先々日ですが、第5回の特別委員会を開催いたしまして、いわゆる介護予防事業としての効果を発揮している泉崎村にありますパークゴルフ場を体験研修ということでお伺いをして研修をしてまいりました。そしてまた同時に、泉崎村が今回実施いたしました幼稚園の無料化、それから保育園の無料化等も含めて、そのような実施の条例、また中身についてもご説明を受けて勉強をして

まいりました。

以上が、現在までのいわゆる委員会活動でございます。なお、今後におきましては、平成28年12月のいわゆる来年度予算の編成時期までには、この特別委員会のいわゆる活動、調査によって得た知識をもとに、今近々に必要な福祉政策、子育て支援についても含めてどのようなものが村長に要望すべきものかと、予算編成にお願いすべきものかということを取りまとめまして、そして10月中にできればまとめまして、10月か11月にはまとめまして村長に提案したいなということで活動を今後もやっ
てまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上が、特別委員会の委員長報告とさせていただきます。また今後とも、委員会としてもいろんな意味で村民の方々から誤解を受けないような広報活動も含めてご理解を賜っていくことを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 委員長の間接報告が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、請願・陳情に対する委員長の報告であります。

請願第4号から請願第9号に対する文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、佐藤厚潮君。

○文教厚生常任委員会委員長（佐藤厚潮君） 5番、文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願6件につきましては、6月10日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第4号「「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願」、請願第5号「「給食費の無償化」をもとめる請願」、請願第6号「国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願」、請願第7号「「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願」、請願第8号「「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願」、請願第9号「国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書」につきましては、全て採択すべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第4号から請願第9号までの6件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

それでは、一括して採決いたします。

6件に対する委員長の報告は、いずれも「採択すべきもの」であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、6件はいずれも採択することに決定いたしました。

次に、請願第10号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長(矢吹利夫君) 10番、矢吹です。産業建設常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月10日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第10号「TPP協定を国会で批准しないことを求める請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、以上のとおり報告いたします。

○議長(白岩征治君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長の報告は「採択すべきもの」であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、請願第10号は採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、発議7件が追加提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第5から追加日程第11として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

発議を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時25分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時27分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の一括上程（発議第6号～発議第12号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議7件につきましては、日程第3の次に追加日程第5、発議第6号、追加日程第6、発議第7号、追加日程第7、発議第8号、追加日程第8、発議第9号、追加日程第9、発議第10号、追加日程第10、発議第11号、追加日程第11、発議第12号といたします。

おはかりいたします。

追加提案されました発議7件につきましては、先ほど採択されました請願に伴う意見書の提出に係る議案でありますので、提案の趣旨説明を省略し、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎発議第6号～発議第12号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） したがって、一括して議題といたします。

発議第6号から第12号に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましては一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

これより一括して採決を行います。

発議第6号から発議第12号に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、本7件はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(白岩征治君) 次に、日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件は地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりをいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣をすることに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(白岩征治君) 次に、日程第5から日程第9までの各委員会の閉会中の所管及び所掌事務並びに調査の件を議題といたします。

ここで、議長より申し上げます。

先ほど議会運営委員会委員長の交代により、ここで改めて閉会中の継続調査の申出書を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午前11時29分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時30分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管及び所掌事務調査並びに付託中の事件について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任いただきます。

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) これで会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) これをもちまして、平成28年第2回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 秋山 和男

署名議員 矢吹 利夫